

居宅介護支援重要事項説明書

< 平成 21 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口 (9:00~17:00)

電 話 042-558-2688

担 当 (管理者) 今 裕司

(介護支援専門員)北村 智子・鳥巢 紀久美

* ご不明な点は、なんでもおたずねください

2. あすなるみんなの家 の概要

(1) 名称・所在地等

名 称	あすなるみんなの家
所 在 地	〒197-0811 東京都あきる野市原小宮2丁目6番地3
指定事業所番号	1375200449 (東京都指定)
通常の 事業実施地域	東京都あきる野市 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください
連絡先	TEL 042-558-2688
	FAX 042-558-4301
	E-mail minnanoie@a-asunaro.com

(2) 職員の体制

()内は男性再掲

	業務内容	資格	常勤	非常勤	計
管理者	事業統括	社会福祉 主事	1名(1)		1名(1)
介護支援 専門員	居宅サービ ス計画の作 成・相談・ 給付管理等	介護福祉士	1名		1名
		介護福祉士 栄養士	1名		1名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時00分～午後5時00分
土曜日・日曜日・祝祭日	休業

年末年始(12/29～1/3)も休業となります

* 緊急連絡電話 090 - 2179 - 6212 (携帯電話)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

窓口もしくは電話等でお申し込み下さい。利用の申し込みを受付し、契約締結の手続きをいたします。

利用者宅を訪問し、居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)等により、心身の状況・要望などの課題を把握いたします。

課題を整理しながら利用者の要望をまとめ、サービス計画の原案を作成します。

原案をもとに、利用者の参加または意向により、サービス提供事業者との打ち合わせを行い、実施にあたっての介護目標などの確認をし、サービス計画を確定します。

利用者宅を適宜訪問し、サービス計画が適正に実施されているかを確認します。

利用者の心身の状況や要望の変化があるときは、サービス計画を見直します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度等に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者(あきる野市など)の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

[料金表]

居宅介護支援費	要介護 1・2	月	10,350 円
	要介護 3・4・5	月	13,455 円
居宅介護支援費	要介護 1・2	月	5,175 円
	要介護 3・4・5	月	6,727 円
居宅介護支援費	要介護 1・2	月	3,105 円
	要介護 3・4・5	月	4,036 円
初回加算		月	3,105 円
医療連携加算		月	1,552 円
退院・退所加算		月	4,140 円
退院・退所加算		月	6,210 円
認知症加算		月	1,552 円
独居高齢者加算		月	1,552 円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		月	3,105 円

(2) 交通費

あきる野市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、

通常の実施地域を越えて 1 km ごとに 50 円とします。

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合は月ごとの精算とし、翌月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、現金払い、ゆうちょ銀行口座振替、銀行振込（手数料は利用者負担）の 3 通りの中からご契約の際に選べます。

5．サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援1および2と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6．あすなろみんなの家 の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、支援していきます。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

サービス提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

事業の運営に当たっては、保険者・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・他の居宅介護支援事業者や指定介護予防支援事業者・指定居宅サービス事業者や地域密着型サービス事業者及び介護保険施設など関係機関との連携に努めます。

介護保険法その他関係法令等を遵守し、利用者のみならず地域住民・関係機関等から信頼されるよう事業運営を行いません。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

サービス計画作成のために、利用者の生活課題を把握する必要がありますが、課題把握の調査手法として、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）等を用います。

居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）の特徴
イ 身体機能、心理的機能、社会的側面が理解でき、利用者の生活課題を明確にすることができます。

ロ 調査用紙に要介護認定の項目が含まれているため、再度同じことを尋ねずに済みます。

ハ 介護認定を受ける前に、暫定的なサービス計画を作成し実施しなければならない時、要介護認定の項目が含まれているため、要介護区分が推定でき、計画作成がしやすくなります。

ニ 要介護認定とサービス計画作成が連続するため、円滑で即応性の高いサービス提供が可能になります。

ホ 利用者が困っている項目を明らかにしてサービス計画に反映させる方式のため、サービス内容、回数、時間などが的確に依頼できます。

調査手法によりサービス計画が明らかにされたら、利用者と共に原案をまとめ、サービス提供事業者などと打ち合わせの上、計画を確定していきます。

8. 当法人の概要

名称 法人種別	社会福祉法人 秋川あすなる会
代表者役職・氏名	理事長 今 勉
本部所在地	東京都あきる野市原小宮2丁目6番地6
定款の目的に定めた事業	
第二種社会福祉事業	(イ) 保育所の経営 (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
公益を目的とする事業	(1) 居宅介護支援事業
施設・拠点等	(介護予防)通所介護 ... 1カ所 居宅介護支援事業所 ... 1カ所 保育所 ... 2カ所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都あきる野市原小宮2丁目6番地6

名称 社会福祉法人 秋川あすなる会

代表者 理事長 今 勉 印

事業所名称 あすなるみんなの家

- (指定番号 1375200449 東京都指定)

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重
要事項の説明を受け、これに同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契
約開始となります